

会 議 録

会議の名称		つくば市地域福祉計画（第 4 期）策定委員会		
開催日時		令和 4 年 8 月 29 日 午後 2 時 30 分～午後 4 時		
開催場所		消防庁舎 3 階 多目的ホール 1・2		
事務局（担当課）		福祉部社会福祉課		
出席者	委 員	名川 勝、山脇 博紀、太田 隆子、松村 美枝子、後藤 真紀、佐藤 大輔、田口 幸子、下司 優里、飯泉 孝司、伊藤達也、長 卓良（以上 11 名）		
	事務局	安曾福祉部長、根本福祉部次長、相澤社会福祉課長、宇津野補佐、大竹係長、田代主任		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	1 人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 地域福祉計画（第 4 期）計画期間見直しについて (2) 中間評価の方法について (3) 今後の進捗管理について		
会議次第	1 開 会 2 委嘱状交付 3 新任委員紹介 4 福祉部長あいさつ 5 事務局職員紹介 6 委員長あいさつ 7 協議事項 8 その他 9 閉 会			

＜審議内容＞

【計画期間の見直しについて】

事務局：地域福祉計画と関連性が高い障害者計画、高齢者計画と計画期間を合わせるため計画期間を現在の 5 年から 1 年延長し、6 年としたい。

社協の地域福祉活動計画は本計画期間とあわせる為に今まで 5 年だったのを 4 年にした経緯あり。社協の計画と関係性をふまえて審議をお願いしたい。

委員：他の地域福祉計画の検討時期が重なってよいのか。地域福祉を先に作っておいての、他の個別計画がそれを受けていく感じにならなくて良いのか。

事務局：相互にそれぞれ反映しながら作っていく。それぞれ、きちんと問題把握できるのが望ましく、それが地域福祉計画に反映されるとありがたい。

委員：計画を作成して終わりになっている。市民への伝わり方が大事。行政としての考えが見えてこない、意識を変えて欲しい。
危機感をもって計画を進めてほしい。

～社会福祉協議会の活動計画について、調整いただくことで了承～

【中間評価の方法について】

委員：5 段階評価に対して、事業の評価を行うは大事だが、現状の課題を重視したい。課題を見つけてより良い実効性のある事業にしていくことが大事。

元となる個別計画や対応している計画がわかるように記して頂くと良い。

行政と市民と繋ぐ協力事業所第三者がいる場合は協力事業所の意見が

入って評価になるのではないか。

個別の策定計画が集計されて福祉計画の集大成とまとまっているのに意見をのべて、修正だけというのはもともとの評価している委員さんたちの意見を変えるということなのか。各計画できちんと評価されたことについて、地域福祉計画のほうから横槍になってしまう。各計画との評価のタイミングや、評価が必要な範囲、地域福祉計画策定委員としての役割や位置づけがぼんやりしてしまっている。

～各個別計画に含まれる箇所を可視化し、次回委員会にて提示～

【今後の進捗管理について】

委員長：中間評価前にもう一度委員会を開きたい。

事務局：今年度中に第 2 回を開催できるよう検討する。日程等については決まり次第文書にて通知する。

以上

令和4年度 つくば市地域福祉計画第1回策定委員会 次第

日時 令和4年8月29日（月）

午後2時30分～3時30分

場所 つくば市消防庁舎3階

多目的ホール2

1 開会

2 委嘱状交付

3 新任委員紹介

4 福祉部長あいさつ

5 事務局職員紹介

6 委員長あいさつ

7 協議事項

（1）計画期間の見直しについて

（2）中間評価の評価方法について

（3）今後の進捗管理について

8 その他

9 閉会

地域福祉計画の計画期間に関する検討案

1 検討の趣旨

つくば市地域福祉計画については、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間として令和3年3月に策定したところである。

この計画は、社会福祉法第107条により「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定め、他の分野別計画の上位計画と位置づけられており、地域福祉計画と関連する高齢者福祉計画、障害者計画（計画期間3年）等との整合性を図ることにより地域福祉計画の進捗管理を円滑に進めることが期待できることから、計画期間の見直しについて検討する必要があると考えている。

2 現状の計画期間

別紙参照

3 計画期間の規定

地域福祉計画の計画期間については、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成14年4月1日社援発第0401004号厚生労働省社会・援護局長通知により、以下のとおり示されている。

計画期間及び公表等

地域福祉計画の計画期間は、他の計画との調整が必要であることから概ね5年とし、3年で見直すことが適当である。また、地域の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられる。

【参考】県内市町村の地域福祉計画策定状況および計画期間等

	計画期間	対象期間	委員の任期
水戸市	4年	令和2年度～令和5年度	2年
土浦市	5年	平成30年度～令和4年度	計画立案完了まで
常総市	5年	令和2年度～令和6年度	計画策定終了日まで
古河市	6年	令和3年度～令和8年度	委嘱日から諮問事項に係る答申終了日まで
牛久市	6年	令和4年度～令和9年度	2年

つくば市における各福祉計画の期間について

資料 2

計画名称	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害者計画	第2次 (延長)		第3次					
障害福祉計画 (1期3年)	第5期		第6期			第7期		
障害児福祉計画 (1期3年)	第1期		第2期			第3期		
子ども・子育て支援プラン	第1期	第2期				第3期		
高齢者福祉 (1期3年)	第7期		第8期			第9期		
自殺対策計画	第1期							
健康増進計画	第3期		第4期					
地域福祉計画	第3期		第4期					
委員の任期 (1期3年) (地域福祉計画)								

つくば市地域福祉計画中間評価案について

1 中間評価の考え方

つくば市では、令和3年3月に「つくば市地域福祉計画（第4期）」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでいます。

つくば市地域福祉計画（第4期）においては、令和5年度に中間評価を実施し、取り組み状況の確認を行うこととしています。

中間評価は、各事業の取り組み状況を点検、評価し、現状と課題明らかにしていきます。また、必要に応じて計画の見直しを行います。これによりつくば市地域福祉計画（第4期）の進捗を管理し、計画後半の各事業の実効性の向上を図ります。

2 評価の手順

- (1) つくば市地域福祉計画の各施策の進捗状況（令和3年度および令和4年度）を各担当課に6段階で評価を依頼する。
- (2) 評価にあたっては、数値化できるものについては、取り入れることとし、目標指標の達成率等に基づく評価を行う。
- (3) 評価基準については、以下のとおりとする。

評価	内容	数値目標がある場合の達成率
A	計画を先行して進んでいる。	101%以上
B	計画どおりに進んでいる。	80%～100%
C	概ね計画どおりに進んでいる。	60%～79%
D	計画に遅れが生じている。	30%～59%
E	計画の見直し等が必要な状況である。	29%以下
—	廃止	—

- (4) 各担当課からの評価を社会福祉課で取りまとめ、評価集計結果をつくば市地域福祉計画策定委員会に報告、説明を行い委員より計画の進捗状況について意見を聴取する。
- (5) 市ホームページにて中間評価結果の公表。

つくば市地域福祉計画「中間評価シート」

資料 4

基本施策 1 相互に支えあう地域共生のまちづくり

テーマ	主な取組み	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価	今後の対応や改善点等
①市民を主体とした共同事業の展開と促進	地域福祉計画の策定や事業の評価に当たり、広く市民の意見を取り入れます。	社会福祉課	市民参加の地域福祉計画の策定、事業評価				
	各地区での食育普及活動を推進するため、食生活推進員の養成および活動支援をすることで、地区祖域活動の充実を図ります。	健康増進課	食生活改善推進員の活動				
	各種大会やイベントでは、市民主体の企画運営を目指し、支援を行います。	障害福祉課 高齢福祉課	おひさまサンサン生き生きまつり				
		障害福祉課 社会福祉協議会	チャレンジアートフェスティバル				
	市民協働によって個性豊かで活力あるまちづくりを目指します。	市民活動課	アイラブつくば街づくり 寄付金活用事業、市民活動自立支援				

地域福祉計画（第４期）進捗管理スケジュール（案）

資料５

区分	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)
中間評価					
最終評価					
策定作業（第５期）					

※計画期間を６年に延長した場合を想定したもの。

様式第 1 号

会 議 録

会議の名称		つくば市地域福祉計画（第 4 期）策定委員会		
開催日時		令和 5 年（2023 年） 1 月 20 日 午前 10 時 00 分～11 時 30 分		
開催場ところ		市役所コミュニティ棟 3 階 会議室 A		
事務局（担当課）		福祉部社会福祉課		
出席者	委 員	名川 勝、山脇 博紀、山脇 博紀、佐藤 大輔、田口 幸子、飯泉 孝司、伊藤達也、長 卓良、飯田 哲雄、太田 隆子（以上 10 名）		
	事務局	安曾福祉部長、根本福祉部次長、相澤社会福祉課長、宇津野補佐、大竹係長、田代主任		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	0 人
非公開の場合はその理由				
議事・報告		(1) 地域福祉計画について（報告） (2) 市民委員の位置付けについて（報告） (3) 個別計画の位置付け状況について（報告）		
会議次第	1 開会 2 新任委員紹介 3 福祉部長あいさつ 4 委員長あいさつ 5 議題 地域福祉計画について（報告） 市民委員の位置付けについて（報告） 個別計画の位置付け状況について（報告）			

様式第 1 号

6	その他
7	閉会

＜内容＞

【地域福祉計画について】

（事務局）

議事、司会進行いたします、社会福祉課、課長の相澤と申します。どうぞよろしく申し上げます。なお、本日の委員会につきましては、開催の連絡から当日まで大変短くなってしまって、御迷惑をおかけしていることと思います。この場をお借りしてお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。着座にて進めさせていただきます。ここで、新任委員の方を御紹介させていただきます。つくば市区会連合会会長の飯田様です。

（委員）

皆さん、おはようございます。初めて来させていただいておりますが、御紹介いただきましたつくば市区会連合会の会長をしております飯田と申します。よろしく願いいたします。

（事務局）

本日の委員会は 9 名の方に出席をいただいております。定数の半数以上になりますので、つくば市地域福祉計画策定委員会設置要綱第 6 条の規定により、本日の策定委員会が成立いたしますことを御報告いたします。本日の委員会につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策としまして協議時間の短縮に

様式第 1 号

御協力をお願いいたします。

(事務局)

続きまして、福祉部長から御挨拶申し上げます。おはようございます。福祉部長の安曾と申します。委員の皆様には大変お忙しい中、本年度、第2回の地域福祉計画策定委員会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、地域福祉の推進に御協力を頂きまして併せて感謝申し上げます。さて、令和2年1月15日に国内で初めて新型コロナウイルスが確認されてからちょうど3年が経過しました。新たな年を迎えても、なお、終息が見通せない状況にありますけれども、国は、本日、新型コロナ感染症の位置付けをこの春にも第5類に引き下げるという方針を決定することになっております。それに伴いまして、国内でのマスク着用においても原則不要とする方向で調整していると聞いております。新型コロナウイルスに関しましては、新たな段階に入るのかなと感じております。そのような中ではありますが、第4期の地域福祉計画では、つながりを力に未来を作るを基本理念に掲げ、市民と福祉団体関係者、そして市が力を合わせて地域社会の課題解決に取り組む仕組みを作り、誰もが安心して自分らしく生活出来る共生の街づくりを目指して、地域福祉の推進に取り組んでいるところでございます。本日の委員会では、前回の会議で御意見・御質問を頂きました件につきましてご報告を申し上げますと共に令和5年度に予定しております地域福祉計画の中間評価に向けた御意見を頂きたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。以上簡単ではございますが、開会のご挨拶といたします。

(事務局)

事務局から会議の報告に関する連絡事項がございます。つくば市地域福祉計画策定委員会につきましては、政運営の公平性の向上を図ることを目的とする、

様式第 1 号

つくば市付属機関の会議、及び懇談会等の公開に関する条例により、この会議を公開することとなっておりますのでよろしくお願いいたします。続きまして委員長から御挨拶いただきます。名川委員長よろしくお願いします。

(委員長)

おはようございます。また、明けましておめでとうございます。もう、遅いかもしれませんが、今年もよろしくお願いします。今日お集り頂きました目的等につきましては、すでに部長さんからお話があったと思いますが、前回のお話合いの中で委員の皆さんから出された質問に対する報告になりまして、次年度の中間報告に向けた、対応をすることになっています。今回もそれらを踏まえて次年度に向けた御意見をいただけたらありがたいと思います。

(事務局)

それでは、議題に移ります。ここからは、委員長に進行をお願いしたいと思います。

(委員長)

それでは、始めさせていただきます。まず、事務局から資料の確認、本日の委員会開催の目的についての御説明をお願いいたします。

(事務局)

皆さん本日はお忙しい中、お時間を頂きまして誠にありがとうございます。私の方から本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。本日の資料としては3点ございます。まず1点目、資料1、地域福祉計画について。きまして資料2、地域福祉策定委員会における新任委員について。最後に資料3、つくば市地域福祉計画（第4期）各施策における個別計画への位置付け調査票につ

様式第 1 号

いて、の 3 点が本日の委員会資料になります。資料の確認に続きまして、本日の委員会の目的について御説明させていただきます。本日の委員会の開催の目的は 2 点ございます。まず、1 点目につきましては、前回 8 月の委員会の際に中間評価における地域福祉計画の施策が、個別計画に位置付けられているものがあるのではないかという、御意見を頂きました。そちらにつきましては、各担当課に確認をさせていただきまして、本日とりまとめをしたものを皆様に報告させていただきたいと思います。2 点目につきましては、こちらの委員会における市民委員の位置付けですね、後、地域福祉計画について御意見、御質問を頂きましたので、そちらについても本日回答させていただきたいと思っております。事務局からの説明は以上になります。

(委員長)

ありがとうございました。それでは引き続き報告事項に移りたいと思います。

(事務局)

資料 1 を御覧いただきたいと思います。

地域福祉計画の定義につきましては、社会福祉法第 107 条に位置付けされておりまして、定義といたしましては、地域における高齢者、障害者、児童その他の福祉に関する運営につきましては、共通して取り組むべき事項を定めたものでありまして、これは、高齢者、障害者、児童福祉等の個別の計画が策定されているところではあるのですが、その個別計画の上位計画として位置付けられているものでございます。

地域福祉計画という名前のとおり、地域ということをこちらの計画でうたっておりまして、各高齢者、障害者、児童という分野ごとに考えるのではなくて、地域に住んでいる方々の地域の実情に応じた、こういった行政、保健福祉機関等が一体となって支えあうことが出来る地域の仕組み作りを備えた計画になり

ます。2 番の特徴については、先ほど申し上げたとおり、高齢者、障害者、児童というそれぞれの福祉分野におきまして共通した事項を含めた計画でございます。1 つ例に挙げますと、生活困窮とか貧困といった問題につきましては、特に高齢者、障害者という分野ごとに限った問題ではないので、どの分野においても共通して取り組むべき事項になっているかと思います。そういったものを備えたものが地域福祉計画になります。こちら先ほどお話したものと重なる部分がありますが、地域という視点なので、この計画が作成されているということがございまして、地域にお住まいになっている方々には、お年寄りから乳幼児まで様々な方が地域にお住まいになっているかと思います。属性や年代を問わず、すべての人が地域で自立して幸せな生活を送ることが出来るような包括的な支援体制について盛り込んでいる計画になります。後、大きなものとしまして、各野の個別計画の方では見にくい全体のバランスを確認する役割が地域福祉計画にはあります。

先ほど申し上げましたように、各福祉分野に共通して取り組むべき事項を定めているというお話をさせていただいたのですが、例えば一つの選択において、高齢者の分野、障害者の分野、児童の分野でどれぐらい進捗が進んでいるのか、全体のバランスをこの地域福祉計画のほうで、どちらかというと個別計画を上から俯瞰して見るような計画というのがこの地域福祉計画の大きな特徴となっています。

3 番の必要性については、これからの大きな課題として、人口の減少ですね、高齢化社会をうたい、国のほうでも推しているのですが、地域共生社会ということで、助け合い支えあいの精神を、地域のつながりが薄くなってきている中で、新たなつながりを構築していくことを目指した目標をこの地域福祉計画で定めて推進していくということが求められています。また、地域住民の身近な行政サービスを担う市町村では、地域の特性、それぞれの地域ごとによって地域の実情が異なりますので、つくば市の地域の実情を踏まえた地域作りに取り

様式第 1 号

組むことが必要であり、そのため、関係する方々と連携を図りながら、目標達成に向けて共同で取り組んでまいりたいと思っております。

説明は以上になります。

(委員長)

御説明ありがとうございました。

(委員)

我々、自分に関係する分野については話があると思いますが、それ以外の幅広い分野の福祉といいましても、いろんな分野が多岐に分かれていますので、いかにこう、連携させていくのかというところが、大切かになるのかなと感じた次第です。やはり、行政同士の関わりが強いですが、私もいろいろな委員会でお話させていただいていますが、福祉といっても多岐に渡っていることが分かりまして、いろいろな委員会に参加させていただきまして、本当に行政の難しさ、市民にとって行政はどうあるべきかというようなことを考えて取り組んでいますけれども、福祉の分野でもこれからの高齢化社会を向かえるということが、一番の大きな課題になってくるのかというふうに感じております。そういう意味で、人の横断的な計画、取り組みをやっていかなければならない。そういう中で、こういう立場の違う人たちが集まった委員会の存在というものが、本当に大切になってくるのかなと認識しています。それから、地域の特性ということでお話がありましたけれども、つくば市は旧 6 市町村が集まった周辺部の従来の地域と、近代的な中心部の市街化地域、これによってそれぞれ抱えている課題が全然違うと思う。行政も大変だと思うのですが、やはり我々のほうから声を上げて現実を、実態を知っていただくことが大切なのかなと思います。偏った行政というのは、日陰を作る一番の大きな原因になるかと思うので、我々はその辺のところに向けて注意をして取り組んでいくことが必要だと思っ

ています。

(委員長)

新任ということでいらっしゃいますけど色々お立場など、教えていただいております。ありがとうございます。私の方で本来なら御紹介など差し上げるべきだったかもしれませんがありがとうございます。今の御意見を踏まえまして、他に御意見はございますか。

(委員)

事務局にお尋ねしたい点が 1 点あります。時間がないので簡潔に申し上げます。第 4 期が令和 7 年までですよね。1 期は 5 年と考えてよろしいでしょうか？ 確か令和 7 年までが 4 期ですよね。

そういう中で、1 期からずっとやっている方、関係するような人が事務局に残っていただかないと、引き継ぎはやられていると思うのですが、大変なところがあると思う。その辺を考えていただければありがたいと思いました。それと先ほど、飯田さんがおっしゃったとおりで、つくば市は、例えば TX 沿線、それから沿線を外れたところ、沿線の周りでも旧集落と沿線の開発のところでは、大分年齢層も違いますし、お互い同士の付き合いも違いますし、旧筑波地区問題、高齢化が進んでいるのは荃崎地区だと思いますが、その地区によってはコミュニティーの付き合い方というのは、筑波と荃崎では全然違う。生活保護率の問題が一番低いのは、確か富山県だったと思うのですが、一番保護率が高いのが大阪だと思う。その中で、荃崎地区が高齢化率については一番高いが、生活保護率は一番低い。団塊の世代で東京にお勤めの方が荃崎に流れてきているので、厚生年金に入られている方はおそらく多かったという事情。それを踏まえた上で、1 つ例を挙げると、森の里に色々な団地がありますが、ここのコミ

様式第 1 号

ユニティーは結構まとまっていると思う。TX の周りに平均年齢の若い方が、開発によって若い方が集まってきているが、例えばそういう地区で区会が出来てないところがある。将来、高齢化率が 20 年 30 年後は長年計画で、その辺をどうやっていくのかをきちんと方向付けをしていければと思う。

(委員長)

この議事だけに終わらせていくわけにはいけないので、むしろその他に時間を使いたいのですが、1 点資料が出てきたことを確認しておきたい。先ほどもございましたが、地域福祉計画は、ある程度共通性のあるテーマを取り扱っているということですが、では、例えば評価をしたときにどちらのほうを変えることになるのか、この地域福祉計画の中の位置付けとしてやれるところなのかということが、確か御質問としてあがっていたのではないか。そういうところまで確認する、若しくは、それらを踏まえた上で、資料 3 を確認いただくことが必要なかなと思います。

他に御意見がないようですので、では、資料 2 の説明をお願いします。

(事務局)

資料 2 について説明します。こちらは、前回の委員会で市民委員の役割、位置付け等について御質問がありましたのでお答えします。地域福祉計画策定に当たりまして、1 番重要なことは何かと考えた時に、やはり地域主体のまちづくり、というところで、主体的な地域住民の参画がなければ、この計画の策定は難しいと考えます。実際に地域に住んでいる方々が、実際に生活していく中で、どういう暮らししていくか、悩みとか生活上の課題を市民の方々から御意見をいただきまして、どういう解決をしていくか、どう取り組んでいくかということについて、地域住民を交えて、この委員会で御意見をいただくことが地域福祉計画の策定に当たっては必要と考えています。安全安心に暮らしていける

ようにするためには、やはり市民地域住民の方が主役になって、色々、地域課題の御意見をいただきながら、その課題解決に向けた仕組み作りをこの地域福祉計画のほうで定めていくことを考えますと、市民委員の方々にこのように委員会に参加いただくことは必要だと思われます。地域福祉計画におきましては、行政が取り組むべき施策を示すだけではなく、その地域の中の課題解決のために取り組む中で、どういったものが必要で、どういった形で役割分担をしていくかっていうことを考えますと、行政機関のみならず、社会福祉協議会の関係のみならず、ボランティア関係の方々、福祉に係わる方々、地域住民主体と考えますと、やはり地域住民の参画の上で実行していくことが求められていくのではないかと思います。また、市民委員に参加いただくことによって、行政が気付かないような本当に地域で困っている問題課題が、御意見をいただくことでクローズアップされることがあるので、そういった生活上の課題、地域の実情を踏まえた、計画作りが必要かと思うので、市民委員の参加によって、地域住民の方が分かりやすい表現や言葉で、地域の方々に計画の意義が伝わるような形での計画策定と考えますと、市民委員が参加していただくメリットが非常に大きいと考えます。以上です。

(委員長)

これは前回、委員から出てきた話ですが、一言あればお願いいたします。

(委員)

改めて、文章で見させていただいてありがたいなと思います。資料で渡されて、御意見どうですかって聞かれて意見を伝えても、その意見がどこまで伝わっているのか、その市民委員としての効力感というものに不信感、疑問点が出てきているし、それはこちらの不信感であって、市民として、実感として、不便なところ、改善して欲しいところを聞いていただけるということを伝えていた

様式第 1 号

だったもので、普段の生活の中でこれはこうと伝えていこうという気持ちになりました。ありがとうございます。

(委員長)

事務局のほうで簡単に補足いただけますでしょうか。

(事務局)

事前に市民委員の方に説明した上で参加していただくべきだったかと反省していたところでありましたが、事前の説明が不足していたことを改めてお詫びしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。その中で、委員からお話があったように、行政のほうでは地域住民の方々が、生活していく上で、どういうことで困っているのか、地域の実情までは、なかなか把握することまでは難しいというところがございます。そういったところから、実際、市民委員から、こういうところをこういう風に改善すれば、もっとつくば市が良くなるのではないとか、生活していく上でのアイディアとかより安心して生活していくための方策を御意見としていただけると、私どももそういった御意見を踏まえた市民目線の計画策定に反映させていただくことが出来ますので、今後とも御協力をお願いします。ありがとうございました。

(委員長)

反映されるということが確認されましたので、以上が市民委員の位置付けについての報告でした。むしろ自分の説明がどういうことというよりもこの後の方が大事だと思います。それでは、資料 3 に基づきまして、個別の計画について御説明をお願いします。

(事務局)

様式第 1 号

資料 3、A3 の大きい資料になります。こちらの資料で進めさせていただきます。資料の説明の前に事前に皆さま方にお配りした資料に 1 点修正があります。こちらの 8 ページのテーマ③の保育施設の適正配置について、皆様方に事前にお配りした資料には、こども政策課と幼児保育課が担当になっていますが、個別計画の手続きがなされていないということで、事前資料をお配りしたのですが、昨日確認したところ、こども・子育て支援プランのほうでは修正されているということなので、こちらにつきましては、今日お配りした資料では訂正させていただきますので、そちらのほうをもとにお話しさせていただきます。こちらの資料 3 につきましては、8 月の委員会におきまして、個別計画のほうにも同じ内容が位置付けられているものがあるのではないかと、御意見御質問をいただきまして、そのことについて、担当課の方に確認いたしました。運営状況について確認させていただきました。大まかにいいますと個別計画に位置付けられているものが、地域福祉計画に位置付けられている事項が多いということが、御覧いただくと確認いただけると思います。しかしながら、個別計画に位置付けがないもので、地域福祉計画だけに位置付けられているものもございますので、逆に言えば中間評価に当たりまして、やはり、地域福祉計画に位置付けられる施策の進捗状況のほうも担当課のほうで点検とかしたものを皆様方にお知らせすることになっております。その中で個別計画に位置付けられているものに関しまして、皆さんからいただいた御意見につきましては各担当課の方にお伝えさせていく形で対応を図っていきたいと思います。来年度、中間評価の中で、各担当課の進捗状況、詳細について取りまとめの方がまとまり次第、委員会を開催させていただきますので、皆さま方から進捗状況、評価について御意見いただきたいと思います。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。残りの時間については、先ほどの資料を踏まえてい

ただいて、御意見をお願いいたします。

(委員)

私の立場は高齢者の代表だろうと受け止めてはいるのですが、実際にはシルバークラブという代表が出来ております。高齢者対策という意味では色々把握していただいておりますので、よろしいかと思うのですが、シルバークラブの組織というものは簡単に申し上げますと、各市町村の行政区のそれぞれから会員クラブが出来まして、つくば市シルバークラブ連合会、その準団体と組織が決められております。第二の人生を歩むことについては同じような仲間同士お互いに支えあいながら、何か日々楽しく、また、意味がある、そのもとで楽しみながら人生送るのが共通の理念ですけれども、基本的には、健康、友愛、奉仕活動というのがベースにあります。日ごろの活動では、行政府の中では高齢福祉課の方が我々の担当課であり、それから事務局的には社会福祉協議会の方がルールとして活動の組織になっております。私たちは、それぞれで、基本的には日々楽しく生きましようという姿が、自分たちの出来ること、好きなこと、楽しめることということで、スポーツであり、あるいは、祝いごと、習いごとであり、時には研修であり、また行政の発信されてくる行事への参加であったりします。スポーツなりあるいは祭りごとであり、あるいは祝いごとであり、そういうことにはほとんど参加者の9割以上が我々の会員さんで占めているのではないかというくらい、組織の中で行動していますので、この一覧表に見えますように、色々と関係して、きちっと整理されてこられると、こういうものを冊子にすることによって私たちはいつでも安心して活動出来ると解釈しております。そういう意味で、ただ共通して一番大きな問題として言えるのが移動なんです。会合がある、あるいは大会がある、あるいはイベントがあるところに行くのに足が無いということで、仲間同士車に乗り合いでということをやっておりますが、今、高齢者は免許返上します、そういう時代に来ておりますので、

様式第1号

団体で集まる場合には、バスを出して頂けるのですけれども、グループで行くという少人数の場合にどうしたらいいかという、問題があります。また、比較的組織がしっかりしていることから、仲間を増やしましょうということで組員の方に声掛けをするのですが、なかなか時代も変わってきてまして、高齢者扱いはしてもらいたくないとか、いろいろな事情がございまして、仲間が増えないわけでございますけれども。私は任期2年ということになっておりまして留任を妨げないことでございますから、必ずしも2年で交代するわけではございませんで、今後ともよろしく願いいたします。

(委員長)

はい、ありがとうございます。その辺のところ、高齢福祉で何か動きとかがありますか？

(事務局)

高齢福祉課のほうで議論して評価し、ということを進めて行きます。もちろん課題は多いですし、どちらかというと地域のサービスを提供する側の整備に意見が集中していて、どのように地域のニーズを拾い上げるかということに関して、なかなか、まだまだ課題はあるなとは感じてはいますけれども、サービス提供側に関しては、しっかりと評価をしているのではないかというふうに思われます。

(委員長)

ありがとうございます。小グループの移動だと難しいという話ですね？
他のところでも、その問題、従来指摘はいただいているところかと思うんですが、どうしても、どうやらニーズはあるということのようですね。今後も引き続き押さえていかなくてはいけない問題かもしれませんね。

様式第1号

ありがとうございます。他いかがでしょう。

(委員)

例えば、ここで共通事項について私たちが考えるのがよいのか、それとも、ある程度他の計画のほうにあることも含めて色々と話し合って、幸いにして他の委員に重複している方々もいるので、例えば、高齢福祉のほうでも取り上げられてはいるけれども、こちらでもきちんと取り上げ、かつ、強調することによってある程度全体政策の方への影響を期待するとか、そのような取り組み方でよろしいのか、それとも区分けをすればいいのか、あるいは地域福祉計画、最近では包括や重層性ということも強調されておりますけれども、どのような観点からどういうふうにして意見を出せばいいのかということを考えるのか。その辺の位置付けをどうするのか、取組方をどうするのかということも必要だと考えております。

(委員)

すみません、先ほどは長々と、資料の内容にすれば5分で終わる話をしまして申し訳ありません。2点ほどお聞きいたします。確か、伊藤委員さんは、茨城県のシルバークラブの会長さんもやられてらっしゃるのですね？今、会員さんは何名くらい茨城にいるのですか。

(委員)

県では10万人、市のほうでは6,500人。136区の会員クラブです。

(委員)

シルバークラブに入ってるパーセンテージは何%位？

様式第 1 号

(委員)

今、県のほうでは 12、3%。85 万人位いらっしゃいます。市のほうでは確か 65 歳以上の方は 45,000 人位です。

(委員)

課題としては、新しい入会者を増やすということです。活動をとおして PR することで、一人でも多くの方に入っていただけるように、活動させていただいていますが、なかなか難しい面もあります。

(委員)

それから、委員長のほうから話がありましたけれども、1 時間という範囲内で、例えば高齢者から子供の部分まで議論するのは難しいと思ったんですけども、やはり、今、確か 65 歳以上が高齢者と厚労省は位置付けていますから、3,672 万人だと思うのですが、そういう数字が現れる中で 80 万切りましたよね、子どもの出生率が。確か 78 万位でしたっけ？で、そういう数字だったと思いました。やっぱり子どもたちというものに、やはり先ほど委員長がおっしゃったようにいくつか分けて議論するような形を取られた方がとよいのかなと思いましたので。1 時間でこれだけの意見などを出して、常に、委員としては難しいのかなと思いました。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。いくつかの領域に分けた方がいいということですか？

(委員)

そうですね。

様式第1号

(委員長)

ありがとうございます。領域で考えた場合には、分け方としては基本的な政策と分けるのか、それともある程度、例えば分野別についてどうですかとか、そういう話でよいですか？

(事務局)

資料1に載っているように高齢者の問題、障害者の問題、児童の問題という3つの項目ですが、こういった形だとすっきりするかなと思います。

(委員長)

ありがとうございます。そうすると、では、ひとまず高齢者のほうから何かございますかという言い方になると思いますが、この地域福祉計画としてどうするのかという話に至らない可能性がございますので、まずは、そのような感じでちょっとやらせて頂きます。ひとまず、高齢者福祉のほうで課題がありましたら、あるいはこの点について御意見がございましたらお願いします。

(委員)

これは、先ほど移動するのが問題だというのがありましたよね。そういう場合は行政側として、前もって人数、例えば5人とか6人とかまとまった場合は、その移動手段としての政策というか、市の方策といいますか、そういうものは考えてらっしゃいますか？

(委員)

私どもシルバークラブ連合会としての行政側にお願いにあげろと思っているわけです。現在は車の運転については、仲間同士で乗り合いのため、万が一

様式第1号

のことがあったら不安になります。例えば、荃崎地区の人たちが谷田部地区に行きますよというときには、割と近いからそれで相乗りでという形もあるのですが、じゃあ、豊里でやりますよという相乗りでは行くことが出来ない。バスしかない。今それが一番大きな問題です。高齢者としては。

(委員長)

ありがとうございます。資料の方はもちろん各局の方に出して頂いていると思いますけれども、こちらのほうに、もし必要であれば参考資料として出していただければと思います。高齢の問題であれば、そちらに提出していただくことも可能だと思いますけれども、こちらのほうで関連事項として議論して頂くということは差し支えないかと思います。で、今の問題について何か事務局のほうからございましたらお願いいたします。

(事務局)

はい、今現在の取組ということになるかとは思うのですが、こちらの資料でテーマ8というところで移動手段の確保というのがございます。今後は、現在、取り組んでおります、こういった内容をさらに充実する、その他に充実をはかりながら不足する部分を、新たな制度を考え構築するという形で進めていくことになるのかなと思います。実際にこういったものを行っていく中で、皆さま方からの御意見、そういったものを吸い上げながら進めていくことになるかと思っています。

(委員長)

ありがとうございます。この問題についてはかねてよりいろいろと出ているところではございますし、それから今回、委員の方からも改めて、個別の問題として質問がございました。この問題、地域性というところを考えますと、そ

様式第1号

れなりに大きな問題なのかと考えざるを得ないのかなと感じがいたします。

そうすると例えば、これが問題ということを皆で確認することが仕事なのか、それとも例えば、中間評価において検討することがその後の施策の対応に影響を与えるものと考えてよろしいのでしょうか。これは、別にこの問題についてのみでなくても構わないのですけれども。

(委員)

どういうふうに考えればいいのかなということが、前回からの議論でございますので、その辺を教えて頂けるとありがたい。

(事務局)

この地域福祉計画の中間評価の中で頂いた御意見については、それぞれ担当課にこういった意見がありましたということを伝えさせて頂くとともに、担当課の評価の際に、検討していただくという方向で進めたいと考えております。

(委員長)

ありがとうございます。おそらくそのようなことをやるのがこの委員会の仕事ということになろうかと思えますし、今回並びに次年度の評価についてもきちんと評価をして頂くというところをお願い出来ればと思います。幸いにしていろいろな委員会の方がいらっしゃいますので、その辺を踏まえてどうぞ御意見をお願いいたします。高齢関係で何かございますか？

(委員)

遅くなってすみません。今、委員が言っていた質問の意味というのは、元気な方たちが中心だと。その元気な方たちも寝たきり状態になって、普通に介護が必要じゃないと乗れないという、移動手段のことについて事業ところは、対

様式第1号

応してくれるのかというところまでも踏み込んで、やはり確認していかないと
いけないかなと思います。この辺はもっと踏み込んでいいのかなと思います。

(委員長)

ありがとうございます。あの例えば、本当にどの位のニーズがあるのかとか、
どういうふうに困っているのかというデータ等があるのでしょうか。

あるいは、高齢の方だけのお話なのか、その辺、データはあるのでしょうか？

(委員)

私自身、現場でやっている側からいうと、データを残す、まあ、私たち対応し
た方は把握しているんですけども、では、それが行政とどういう連携出来る
かという、連携は出来ていないです。私はそれが必要と思っているんですけ
れども、その辺がなかなか、どうしても壁がある。もっと行政と現場が連携を
取った方がよいと考えています。

(委員長)

ありがとうございます。この問題ばかりやっているわけにもいかないんです
けれども、いろいろ出てきていますし、こうなると話をどうするにせよ困りご
とが出てくることがわかりました。それはどうしてこんな状態になっているの
か対応はどこまで出来ているのかっていうのが、どこかでもう少し知らないとい
けないのかなっていう気がするんですけども。実情がどうなっているかご
存じですか？事務局をお願いします。

(事務局)

今の把握のお話ですが、身体状況とか、その方の置かれている家庭環境と
かが入ってくると思いますので、なかなか数字的に把握することはかなり難し

様式第1号

と思います。要介護者が何人というデータはあるとは思いますが、そういった身体以外の環境が一部変わってくるかと思いますので、その辺はかなり難しいのかなと思います。付け加えさせていただきますと、このあと障害者計画と、高齢者計画の個別の計画の中で、アンケートを実施する予定ということで、その中で、アンケートを実施することによって、ある程度の数の把握も可能になってくるのかなと思います。

(委員長)

ありがとうございます。そういった他の領域のほうを含めて、どうなっているのかなと、分かりやすく、難しいかもしれませんが、どなたか願いい出来ればと思います。

(委員)

一応、フォローじゃないですけど、実際は難しいと思います。行政の把握というのは。

(委員長)

はい、ありがとうございます。でも、必要性について資料があればと思いますが。

(委員)

ただ、結局は障がいの方も高齢者の方が多いので、やっぱり高齢者が中心になりますね。

(委員長)

ありがとうございます。他のことを含めていかがでしょうか？障害も含めて

どう考えていくのか。

(委員)

社会保障費の問題等と非常に関連性があると思うんですけど、つくば市としては、社会保障費は、税収の関係の中で約 3 分の 1 位は社会保障費に充てていると思うのですが、つくば市は人口が増えていますので当然それに伴って、他の市町村と比較すれば、どうしてもこういう言い方をすると大変失礼ですけども、高齢の方の医療費や介護費っていうのは当然、そういった方々が多くなれば多くなるだけ増える傾向にあるかと思えますけれども、全体的な年齢、構成からいえば、自然増という見込みでいいのかなとは思っているのですが、すみません、特にデータも何もなしに話しているので、ちょっとお許し頂ければと思います。

(委員長)

次回であっても差し支えないと思います。次回結果報告、もしよろしければ、皆さんと共有をさせていただけるとよろしいかと思います。この 4 期の評価をするに当たって、今、網掛けがかかっている部分をどのように評価をするかが決まっていないということで理解してよろしいでしょうか？それに関して、何か御意見があれば。移動の話など、交通の整理などに関しては高齢福祉課でも評価をしてほしいなど。それに関してもこの場で意見していく、そういうイメージでいいのかな。その辺、もう一度、整理をさせていただきたいと思います。

(事務局)

今の御質問についてお答えしたいと思います。バツ印がついているものにつきましては、個別計画には位置付けられていないのがバツの表記でして、このバツについて評価を実施しないということではございません。担当課が記載さ

様式第 1 号

れていると思いますが、その担当課の方が、こういった担当課評価というよりは、事務事業評価や実績報告を毎年行っておりますのでそういった実績の数値等をもとに、各担当課のほうで中間の評価をすることになっております。先ほどの高齢者のところでお話ししましたが、個別計画に位置付けられていないものについては、やはり、こういったニーズ調査については、行われていないと思われま。

(委員)

ありがとうございます。例えば、第三者評価制度、これは地域福祉計画の中では取り扱うけれども、児童では扱っていないということが分かります。そのことについて少し気になったのは、だから、例えば、第三者評価というのは他でも当然やっているけれども、地域福祉計画のほうで行うという形なのかなとか、する必要があるかなという感じを受けたのですけれども。

(委員)

後、もう一つ気になるのが第三者評価って高齢や障害のほうでもやっているはずなのに、なぜそれって出てこないのかなと。

(事務局)

確認したところ、第三者評価のことにつきましては、高齢者福祉計画、障害福祉計画の位置付けがないということになります。基本的には、あくまで第三者評価の実施については、こういった高齢者施設とか障害者施設につきましては、任意、義務ではないというところでございます。しかしながら、社会的養護施設といわれるところですね、具体的に申し上げますと、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設等につきましては、平成 24 年度から 3 年に 1 回、この第三者評価を受けることが義務化されております。

(委員長)

ありがとうございました。地域福祉の中で第三者評価は地域福祉の受け入れ態勢の柱になっている部分かと思うので、私はどうなのかなと気になっているんですけども、まあ、これは義務になっているからということで、地域福祉計画のほうで扱っているのですね。

(事務局)

そうですね、やはり高齢者施設や障害者施設におきまして、実際に実施されている第三者評価を受けている施設もございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。他に何かございますか？ 貧困と困窮者対応ですとか、その他の話題について、もしあれば、御意見を頂ければと思います。

(委員)

児童についてですが、ここ最近、不登校の問題がありまして、フリースクールの方もいっぱい入れないというのが2年前に言っていて、移動のことで、足がないということで、まさに足がないっていうのは私たちも、子どものいる世帯もそう思っていて、一緒だなというふうに思いました。現状見ると皆さん車をお持ちなので、諦めモードというか、まあしょうがないかな、という気持ちでいるんですけども、でも実際に聞いてみるとやっぱり不便だなというのが感じます。もし、バス停にちょっと雨除けがあつて、ちょっと待てる場所があつたらとか、後、バスが使えたらよいのにとおもいますけれども、整備するのに費用がかかりますし。言っても仕方がないのかなと諦めているところはあります、正直。先ほどのお話を聞いて一緒だなと。もし私が20年後、30年

後に歳を取った時に免許が無くなった場合、では、どうしたらいいのか、というのは、やはり考えますね。子どもたちも、移動困っています。それは多分皆さん感じていると思います。移動手段が無いというのも、諦めて受け入れるしかないのかなと思っていたんですけど、こういった場で、そういう話題が出たのは、やはり、市民として、そういうふうに感じているなというのは、実感としてあります。まあ、交通政策課のほうになると思いますけれども。

(委員長)

ありがとうございます。2点伺ったところで続いて他はどうでしょうか。もしよろしければ。1つはフリースクールのお話ですか、もう1つは小さいお子さんのいらっしゃる御家庭のお話ですね。

(事務局)

まず、フリースクールにつきましては、すみません、今どういった状況なのかというデータを持ち合わせていないので、なんともお答えしようがないのですが、最近の状況というのは以前と比べれば変わりつつあるのかなという気はしております。すみません、もう一つは交通の課題かと思うんですけども、こちらの地域福祉計画の中で、そういった御意見を評価させていただきながら、次の施策の方へ反映がされるような形を取ればなと考えております。

(委員)

ありがとうございます。例えば、移動の問題については、どのように他にもニーズをお持ちの方が、こんな風な困りごとがあるというのをもう少し、また次回、御指摘頂けると分かりやすくなるのではないかと。よろしかったら御協力をお願いします。

様式第1号

(委員)

当初からの話題として出てきたところで考えてみると、恐らくは他では取り扱わない部分を含めて何かなと思ったんですけども、個別に大事なことというのは、個別の計画の中で割とちゃんと押さえられている、ある程度そこで目標を立てているというのがあると思うんです。で、こちらの中ではそれらを、まとめ合わせて、例えば今言ったような評価という枠組みですとか、個別の中では必ずしも扱わないところも、この中には入っているような気がします。そういう意味では全体の仕組み作りをお手伝いするという役割もあるかなという感じが致します。そう考えますと委員の皆さまには、全体の仕組みの中でこうなっていっただらもっと改善のほうに寄与出来るのではないかと、といったことを発言頂いたりとかしたらよいのかな、というふうに考えているところです。

(委員長)

ありがとうございます。

(委員)

つくば市の特有の問題というより感じているのが、国と研究ところがたくさんあるので高学歴の方が多いんですけども、家庭のモラハラが多いというのが聞いていまして、本人も自殺したり、モラハラをする側もとても悩んでいる。家庭の中のモラハラが多いということで、人権啓発が、これがすぐには出来ないと思いますけれども何年もかけて5年、10年単位でやることだとは思いうんですけども、人権の啓発がつくば市特有の課題かなと思っています。

(委員長)

ありがとうございます。児童で取り扱っていると思ったんですけども、取組などあればお願いいたします。

(委員)

家庭のモラハラが多いということで人権の啓発というのが必要ではないかというふうに御意見頂いたかと思いますが、相談件数が今どのくらいあるのか、お子さんの問題だけれど、虐待に関することとか、ある程度件数と把握しているのではないかなと思うのですが。

(事務局)

把握しておらず申し訳ありません。そういった今日の御意見を頂きまして、市の課題の一つとして人権の啓発というところ、御指摘を頂きましたので、地域福祉計画の中で、誰でも安心して育てる仕組み作りとして、相談の充実等とさせていただいていますので、担当課で対応していければと思っております。件数等、たぶん出てくるとは思いますけれども、また、御確認頂ければと思います。人権のほうで、先ほどの私の発言で一か所訂正させて頂きたいと思います。人権に関するものは、個別計画に位置付けられていないとお話したのですが、資料の 2 ページを御覧いただきたいと思います。人権擁護活動の推進というところ、市民活動課が担当課になっているところですが、差別のない明るく住みよい地域を目指しますというところで、人権教育、人権啓発、人権の制度若しくは、相談は、市民活動課が実際業務のほうに当たっておりますので、来年度の中間評価の時にこれに対する点検評価の結果というのを皆様のほうにお知らせさせていただけるような形になるかと思います。以上です。

(委員長)

時間になりましたので、よろしければこれでその他の事項に移らせて頂ければと思います。

様式第 1 号

(事務局)

では、事務局の方からその他ということで皆さまにお知らせさせていただきます。前回の委員会のほうでもお知らせさせていただき、重複の御案内になりました大変恐縮でございますが、現在委員の方々の任期につきましては、令和 5 年 4 月 19 日までが任期となっております。次期委員の推薦の依頼のほうですね、今後、事務局から依頼をさせて頂くような形になります。市民委員の方につきましては、市のホームページと広報つくば 2 月の方に市民委員の募集のことを掲載する予定になっております。なお、市民委員の募集の期限につきましては、2 月 11 日の火曜日が募集の期限となっております。市民委員につきましては公募という形で、改めまして募集をさせて頂くような予定になっております。

事務局からの連絡事項は以上です。

(委員長)

ありがとうございます。その他特に質問事項がなければ終わりといたします。お疲れ様でした。